

田方広域都市計画地区計画 伊豆長岡医療拠点地区計画の策定に伴う伊豆の国市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の施行について

田方広域都市計画地区計画 伊豆長岡医療拠点地区計画の策定に伴い、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的に「伊豆の国市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例」が平成29年4月1日に施行されました。

地区計画区域内の地区整備計画区域(A地区、B地区)における建築物の用途、建築物の外壁等の位置、建築物等の形態又は意匠が下表のとおり制限されます。

なお、本条例に違反した場合には、罰則(50万円以下の罰金)が科せられることがあります。

計画地区	建築物の用途の制限	外壁等の位置の制限	建築物等の形態又は意匠の制限
A地区	建築することができる建築物 (1) 病院 (2) 前号の建築物に併設する、専修学校、学校、託児所、宿舍等 (3) 前各号に掲げる建築物に附属するもの	計画図に表示する道路境界線から外壁等までの後退距離は、1メートル以上とする。ただし、基準時において現に存する建築物で当該規程に適合しないものについて、大規模の修繕若しくは大規模の様替をする場合又は道路境界線からの距離が1メートル以上の部分で増築若しくは改築をする場合は、この限りでない。	伊豆の国市屋外広告物条例（平成28年条例第42号）第6条に掲げる自家広告物以外の広告物は、設置してはならない。
B地区	建築してはならない建築物 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にかかるキャバレー、ナイトクラブその他設		

	<p>備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業</p> <p>(客に酒類を提供して営むものに限る。)で午前6時後翌日の午前0時前の時間においてのみ営むもの以外のもの(風俗営業に該当するものを除く。)、個室付浴場業にかかる公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの</p> <p>(2) マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券販売所その他これらに類するもの</p> <p>(3) 畜舎(床面積の合計が15平方メートルを超えるもの)</p>	
--	---	--